

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年7月12日提出
【計算期間】	第2期 （自 平成21年4月11日 至 平成22年4月12日）
【ファンド名】	日本株バリュー&シャリア・ファンド
【発行者名】	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 山本 平
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー
【事務連絡者氏名】	谷下 明芳
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー
【電話番号】	03-6377-2934
【縦覧に供する場所】	該当事項ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

②ファンドの基本的性格

当ファンドは、追加型投信／国内／株式／インデックス型に属するものです。

下記は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。当ファンドが該当する商品分類および属性区分に網掛けで表示しております。

<商品分類表>

単位型/追加型 (※1)	投資対象地域 (※2)	投資対象資産（収益の源泉） (※3)	補足区分（※4）
単位型 追加型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 資産複合	インデックス型 特殊型

(※1) 追加型投信とは、一度設定されたファンドであってもその後、追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

(※2) 投資対象地域による区分で国内とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

(※3) 投資対象資産による区分で株式とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が株式の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

(※4) 補足区分でインデックス型とは、目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。対象インデックスは下記の<属性区分表>を参照下さい。

<属性区分表>

投資対象資産（※5）	決算頻度	投資対象地域（※6）	為替 ヘッジ	対象 インデックス
株式 一般/大型株/中小型株	年1回	グローバル	あり	日経225
債券 一般/公債/社債	年2回	日本		
その他債券	年4回	北米		TOPIX
クレジット属性	年6回	欧州	なし	
不動産投信	(隔月)	アジア		その他
その他資産	年12回	オセアニア		(クロッキー日
資産複合	(毎月)	中南米		本株戦略(シャ
資産配分固定型/資産配分変更型	日々	アフリカ		リア適格銘柄重
	その他	中近東(中東)		視))
		エマージング		

(※5) 投資対象資産による区分で債券（その他債券）とは、目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

(※6) 投資対象地域の日本とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※商品分類・属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会の下記のインターネットホームページをご参照下さい。<http://www.toushin.or.jp/>

③信託金の限度額

信託金額の限度額は3,000億円です。

④ファンドの特色

<ファンドの特徴>

主として、ドイツ銀行ロンドン支店が発行するユーロ円債（以下、「パフォーマンス連動債」ということもあります。）を投資対象とし、可能な限り高位に組入れることで、ドイツ銀行グループが計算するクロッキー日本株戦略（シャリア適格銘柄重視）のパフォーマンスに連動する投資成果をめざします。

クロッキー日本株戦略（シャリア適格銘柄重視）は、クロッキー日本株戦略とクロッキー日本株イスラミック戦略を一定の割合で組入れることにより構成されます。

当該ユーロ円債は償還されるまで保有することを前提とし、ユーロ円債の銘柄入替えは行わないことを原則とします。ただし、投資するユーロ円債の発行体の信用状況が著しく悪化した場合、または債務不履行となった場合等には、委託会社の判断で当該ユーロ円債をすべて途中売却することがあり、その場合には信託契約を解約し、信託を終了させます。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

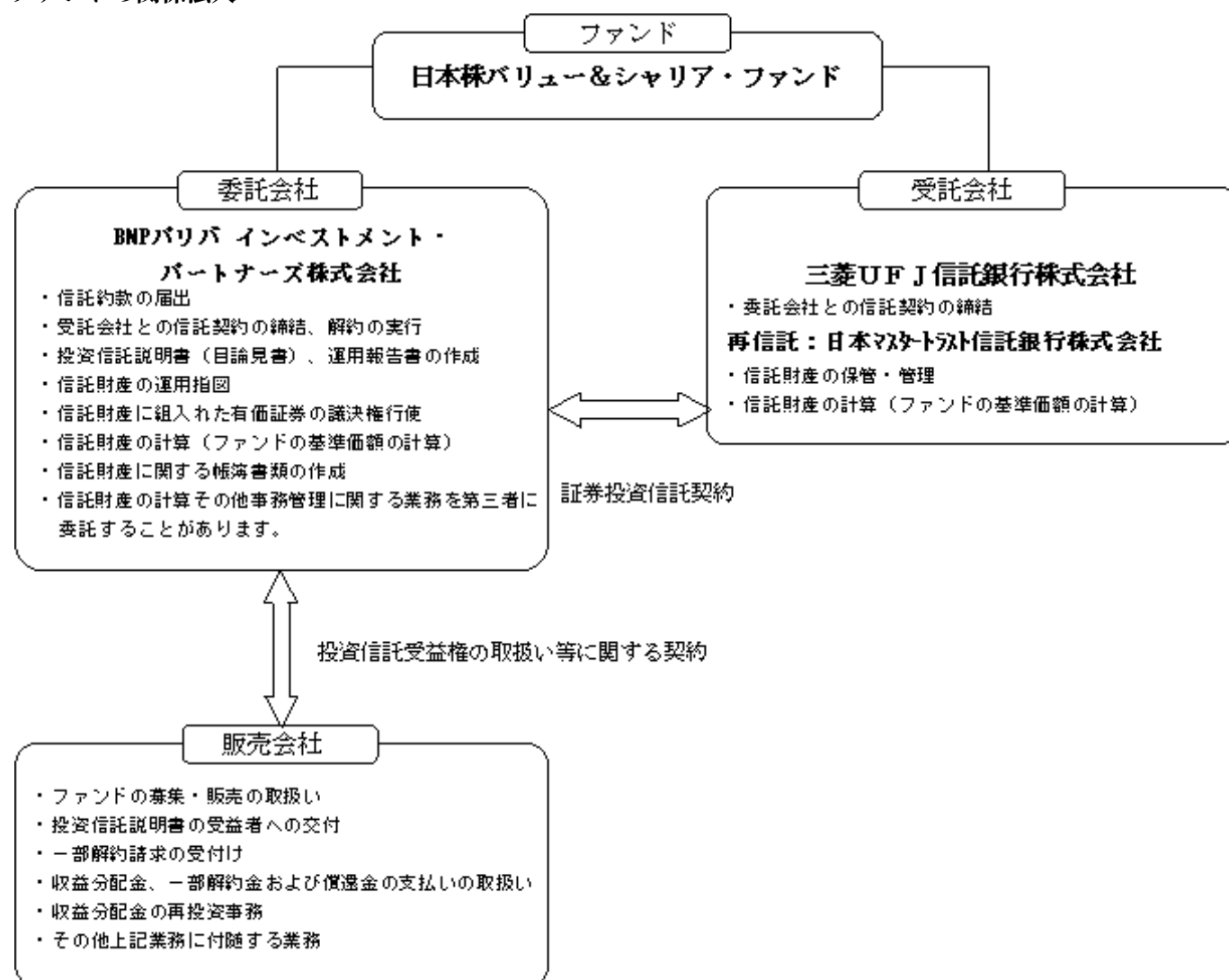
平成20年3月28日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出

平成20年4月30日 ファンドの信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

平成22年7月 1日 当ファンドを委託会社とした証券投資信託委託業に係る業務をフォルティス・アセットマネジメント株式会社からビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社（承継後の新社名:BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社）に承継

（３）【ファンドの仕組み】

A ファンドの関係法人



① ファンドの関係法人

名 称	関係業務の内容
-----	---------

《委託会社》 BNPパリバ インベストメント・ パートナーズ株式会社	当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。
《受託会社》 三菱UFJ信託銀行株式会社	当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部を委託することができます。
《再信託受託会社》 日本マスタートラスト信託銀行 株式会社	受託会社から資産管理業務の委託を受けます。
《販売会社》	当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金、一部解約金および償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資事務等を行います。

②委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

<証券投資信託契約>

委託会社と受託会社の間で結ばれる契約で、運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。

<投資信託受益権の取扱い等に関する契約>

委託会社と販売会社との間で結ばれる契約で、販売会社の募集・販売の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

B 委託会社等の概況（本書提出日現在）

資本金の額 4億5,000万円

沿革 平成10年11月9日 会社設立

平成10年11月30日 証券投資信託委託業の免許取得

平成11年2月26日 証券投資顧問業の登録

平成12年6月20日 投資一任契約業務の認可取得

平成12年8月1日 パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける

平成12年8月1日 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更

平成22年7月1日 フォルティス・アセットマネジメント株式会社と合併

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社として「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社」へ社名変更

大株主の状況

株 主 名	住 所	所 有 株 数	所 有 比 率
BNP Paribas Investment Partners S.A. ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ	フランス共和国 パリ 75009 ブルヴァーオスマン1	9,000株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

A 運用方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

B 投資態度

主として、ドイツ銀行ロンドン支店が発行するユーロ円債を投資対象とし、可能な限り高位に組入れることで、ドイツ銀行グループが計算するクロッキー日本株戦略（シャリア適格銘柄重視）のパフォーマンスに連動する投資成果をめざします。

クロッキー日本株戦略（シャリア適格銘柄重視）は、クロッキー日本株戦略とクロッキー日本株イスラミック戦略を一定の割合で組入れることにより構成されます。

当該ユーロ円債は償還されるまで保有することを前提とし、ユーロ円債の銘柄入替えは行わないことを原則とします。ただし、投資するユーロ円債の発行体の信用状況が著しく悪化した場合、または債務不履行となった場合等には、委託会社の判断で当該ユーロ円債をすべて途中売却することがあり、その場合には信託契約を解約し、信託を終了させます。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- １．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第22条、第23条、第24条に定めるものに限ります。）
 - ハ．金銭債権
- ニ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- ２．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形
 - ロ．外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利

②投資対象とする有価証券

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）は、次に掲げるものとします。

- １．株券または新株引受権証券
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ６．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- ８．協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- ９．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- １０．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
- １１．コマーシャル・ペーパー
- １２．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- １３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- １４．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- １５．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- １６．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- １７．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- １８．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- １９．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- ２０．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- ２１．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書および第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号ならびに第15号の証券（ただし、投資法人債券をのぞきます。）を以下「投資信託証券」といいます。

（３）【運用体制】

①運用機構と概要

当社は、多様な運用スタイル、投資対象を有する商品を高い専門性を発揮して提供するため、「組織運用制」と「ファンドマネージャー制」を採用しています。

②意思決定プロセス

- A 運用部門が、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。
- B 上記の分析結果をふまえ、運用部門において、運用の投資方針を策定します。
- C ファンドマネージャーは、上記方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。
- D 運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および投資行動のチェックは、運用部門から独立した業務部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

※上記の内容は、平成22年5月末現在の当ファンドの委託会社でありましたフォルティス・アセットマネジメント株式会社における投資リスクに対する管理体制です。フォルティス・アセットマネジメント株式会社の証券投資信託委託業に係る業務は、平成22年7月1日付の合併により存続会社であるビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社（合併期日付変更の新社名：BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社）に承継致しました。

※上記の「（３）運用体制」は、今後変更になる場合があります。

BNPパリバグループの概要（本書提出日現在）

BNPパリバグループ

BNPパリバグループは信用格付において世界の上位6銀行の一角を占める金融機関です（スタンダード&プアーズによる）。80を超える国と地域において200,000人以上の従業員を擁し、コーポレートバンキング・投資銀行業務、資産運用業務、並びにリテール銀行業務という3つの重要な業務分野において、それぞれ業界のキープレーヤーとしての地位を占めています。ヨーロッパでは全業務を展開しており、なかでもフランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルグはリテール銀行業務の母国市場と位置づけられます。BNPパリバは、米国においても強力なプレゼンスを築いており、アジアと新興市場にも重要な拠点を有しています。日本国内においても、証券・投資銀行業務、法人向け銀行業務、資産運用業務、生命保険・損害保険業務等、各法人において多岐にわたる業務を展開しています。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ

BNPパリバ インベストメント・パートナーズはBNPパリバグループの資産運用部門として、世界の金融機関や個人投資家向けに様々な資産運用サービスを提供しています。2010年4月1日、BNPパリバ インベストメント・パートナーズとフォルティス・インベストメンツは、経営統合いたしました。フォルティス・インベストメンツの運用実績と世界に広がる拠点網が、BNPパリバ インベストメント・パートナーズのフレキシブルなパートナーシップ・モデルとこれまで培われた運用戦略と融合し、相乗効果をもたらすものとなりました。約1200人の各資産クラス向けのサービスに精通した運用担当者が、60の運用拠点によるネットワークを用いて、お客様とのパートナーシップを第一のコンセプトとした専門性の高いサービスを提供しています。

（４）【分配方針】

信託財産から生じる利益（以下、収益といいます。）は、原則として決算日ごとに以下の方針に基づき分配されます。

①収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- (a) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (b) 収益分配金額は、委託会社が運用実績、基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- (c) 留保金の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

②収益分配の計理

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (a) 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費および信託報酬を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

- (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費および信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額の売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

③収益分配金の交付

毎計算期間の終了日後、1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）までに収益分配金のお支払を開始します。支払いは、委託会社の指定する販売会社の営業所等において行います。受益者が、支払開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払を開始します。「自動継続投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（5）【投資制限】

＜信託約款による主な投資制限＞

- ①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の80%以下とします。
- ②外貨建資産への投資は行いません。
- ③委託会社は、信託財産に属する株式（株式を組入可能な投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の80を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

＜投資する株式等の範囲＞

- ①委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- ②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

＜同一銘柄の株式等への投資制限＞

- ①委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ②委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

＜信用取引の指図範囲＞

- ①委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- ②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に

属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

<先物取引等の運用指図・目的・範囲>

- ①委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本項で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ②委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本項で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ③本項において金融商品とは次に掲げるものをいいます。
 1. 金銭債権（預金およびコール・ローンに限ります。）
 2. 約束手形
 3. 金銭を信託する信託の受益権（指定金銭信託に限ります。）
 4. 為替手形

<スワップ取引の運用指図・目的・範囲>

- ①委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑤委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

<金利先渡取引の運用指図・目的・範囲>

- ①委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をする

ことができます。

- ②金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑤委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

<同一銘柄の転換社債等への投資制限>

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

<有価証券の貸付の指図および範囲>

- ①委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ②前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

<公社債の空売りの指図範囲>

- ①委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- ②前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。
- ③信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

<公社債の借入れ>

- ①委託会社は、信託財産の効果的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ②前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超えることとなった場合には、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④上記①項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

<資金の借入れ>

- ①委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ②一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は

当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

- ③借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ④本項において金融商品とは次に掲げるものをいいます。
 - 1. 金銭債権（預金およびコール・ローンに限ります。）
 - 2. 約束手形
 - 3. 金銭を信託する信託の受益権（指定金銭信託に限ります。）
 - 4. 為替手形

＜法令による投資制限＞

当ファンドに適用される投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）等関連法令上により、後記に掲げる取引は、制限されます。

- ①デリバティブ取引にかかる制限（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が 定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

- ②同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条、同法施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

当ファンドは、値動きのある金融商品に投資しますので、基準価額は変動します。当ファンドに生じた損益はすべて投資家の皆様に帰属します。当ファンドが投資する参照指数に連動するユーロ円債（以下：パフォーマンス連動債）は、値動きのある金融商品に連動しますので、基準価額は変動します。したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本が割り込むことがあります。当ファンドの主なリスクは次の通りです。

A ファンドのもつリスクの特性

- ①価格変動リスク

当ファンドが主要投資対象とするパフォーマンス連動債は、株価の下落により価格が下落するリスクがあります。当該債券の価格が下落した場合、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

- ②信用リスク

当ファンドが組入れたパフォーマンス連動債や、当該パフォーマンス連動債が参照する指数に組入れられている株式の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに対する外部評価の変化等により、当ファンドの基準価額も影響を受け、投資元本を下回ることがあります。

- ③流動性リスク

当ファンドが主要投資対象とするパフォーマンス連動債は、当該債券の残存期間中における追加購入と一部もしくは全部の売却に対して、当該債券の値付業者が取引相手となり、売買を成立させる形式をとることにより流動性の確保が図られています。しかしながら、市場を取り巻く環境の急変があった場合、または急激・多量の売買により市場が大きく影響を受けた場合等に、当該債券の値付業者が、上記のような対応ができなくなることがあります。

- ④一般的経済状況

市場及び投資資産は、金利、政府による政策や貿易、外国為替レートといったマクロ経済的な要因に影響を受ける可能性があります。かかる要因により予期せぬ変動が起こり、投資資産の価格自体だけでなくボラティリティ（変動率）にも影響が及ぶ可能性があります。

- ⑤市場参加者リスク

当ファンドが（直接若しくは間接に）取引または投資を行う相手方であり、または当ファンドの信託財産が保管を目的に委託されるブローカー会社及び銀行を含む機関は、営業能力または当ファンドの資本ポジションを損なうような財政困難に直面することがあります。

＜当ファンドの留意点＞

- ①特定の債券への銘柄集中

当ファンドは、パフォーマンス連動債を高位に組入れます。複数銘柄に分散投資された投資信託に比べ、当該債券が及ぼす基準価額への影響が強くなります。信用リスクが顕在化した場合など、流動性が低くなるため当該債券の一部売却ができなくなり、そのために当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

②パフォーマンス連動債と参照指数との連動性

当ファンドは、参照指数のパフォーマンスに値動きが概ね連動するパフォーマンス連動債を高位に組入れて運用しますが、ファンドの騰落率と参照指数の騰落率は必ずしも一致しません。この原因は、ファンドの一部を短期金融商品で運用することからパフォーマンス連動債の組入れ比率が100%でないこと、資金流入とパフォーマンス連動債売買のタイミングのずれ、売買コストや信託報酬等をファンドが負担することなどによりありますが、必ずしもこれらに限定されるものではありません。

<投資信託についての一般的な留意事項>

- ◆市場の急変時等には、信託約款の「投資方針」に従った運用ができない場合があります。
- ◆ファンドの分配金は、信託約款の「分配方針」にもとづいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
- ◆投資信託のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。
- ◆投資信託は預金ではなく、預金保険の対象とはなりません。
- ◆投資信託は保険契約ではありません。
- ◆投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。
- ◆投資信託は元本および利息を保証する商品ではありません。
- ◆投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。（販売会社は販売の窓口になります。）
- ◆投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のご投資家様が負うことになります。
- ◆銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、日本投資者保護基金の補償対象とはなりません。

<法令、税法、会計基準等の変更可能性に係る留意点>

- ◆当ファンドに関連する法令、税法、会計基準等は今後変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合もあります。

B 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、業務部門によって日々のトレード、約定、決済など、事務面での監視を実施しております。また同時に、コンプライアンス・オフィサーによる法令・諸規則、および運用ガイドライン、信託約款などの遵守についてのモニタリングが実施されています。なお、委託会社ではパフォーマンス評価委員会、リスク管理委員会により定期的チェックを行い、更なるリスクの監視に努めています。尚、委員会および管理体制は変更される場合があります。

①パフォーマンス評価委員会

構成メンバー	運用部門、コンプライアンス・オフィサー、営業部門の代表者、業務部門の代表者
所管業務	運用ファンドに対する運用成績の評価と問題点の把握、市場リスク、信用リスク、流動性リスクの検証
権限／責任範囲	運用成績改善要請、所管部門に対する問題点の是正勧告

②リスク管理委員会

構成メンバー	業務部門の代表者、コンプライアンス・オフィサー、営業部門の代表者、運用部門の代表者
所管業務	バック・オフィスに係わるリスクの検証
権限／責任範囲	バック・オフィスに係わるリスクの提言

※上記の内容は、平成22年6月15日現在の当ファンドの委託会社であるフォルティス・アセットマネジメント株式会社における投資リスクに対する管理体制です。フォルティス・アセットマネジメント株式会社の証券投資信託委託業に係る業務は、平成22年7月1日付の合併により存続会社であるビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社（合併期日付変更の新社名：BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社）に承継致しました。

※上記の「B 投資リスクに対する管理体制」は、今後変更になる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

お申込価額×3.15%（税抜3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率とします。

◆消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税相当額」といいます。）を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

「自動継続投資コース」に係る収益分配金の再投資による、お申込手数料はかかりません。

お申込手数料の詳細は販売会社にご確認ください。

（２）【換金（解約）手数料】

①解約手数料

解約手数料はありません。

②信託財産留保額

信託財産留保額はありません。

（３）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、信託約款第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の102.9（税抜き98）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬に対する消費税等に相当する金額は、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

信託報酬の配分 (年率)	委託会社	純資産総額に対し年0.2625%（税抜 年0.25%）
	販売会社	純資産総額に対し年0.735%（税抜 年0.70%）
	受託会社	純資産総額に対し年0.0315%（税抜 年0.03%）

※ 投資対象であるユーロ円債には年率0.725%の指数手数料がかかりますので信託報酬および指数手数料の合算は、年率1.754%程度となります。（平成22年6月15日現在）

（４）【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担することができます。

①ファンドの組入有価証券等の売買にかかる手数料、その他の金融商品取引に要する費用等、先物・オプション取引に要する費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用、有価証券届出書、有価証券報告書、目論見書、運用報告書の作成・印刷費用、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息等、ならびに当該各費用に係る消費税等相当額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

②委託会社は、前項の信託財産の財務諸表の監査に要する費用、有価証券届出書、有価証券報告書、目論見書、運用報告書の作成・印刷費用をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際または予想される金額を上限として、信託財産より受領することが出来ます。

上記の諸費用は、信託財産の計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁されます。

※上記「その他の費用」につきましては、その時々取引内容により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求の都度、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。従って予めその金額、上限額、計算方法を具体的に記載することはできません。

上記（１）～（４）に係る手数料の合計額、上限額、計算方法等は保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的な金額を認識する場合があるため、予め具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含む）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることもあります。

<個別元本について>

①追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（お申込手数料及び当該お申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

- ③同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照。）

＜収益分配金の課税について＞

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜法人、個人別の課税の取扱いについて＞

A 個人の受益者に対する課税

	平成23年12月31日まで	平成24年1月1日以降
収益分配金の課税	収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。	収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。
解約時および償還時の課税	譲渡益（解約価額および償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。	譲渡益（解約価額および償還価額から取得費を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には確定申告不要となります。

＜損益通算について＞

解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等との譲渡損益および申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能となります。

B 法人の受益者に対する課税

	平成23年12月31日まで	平成24年1月1日以降
収益分配金 解約時および償還時	収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。	収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収されます。

＜益金不算入制度について＞

当ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

- ※ マル優制度（少額貯蓄非課税制度）の適用はありません。
- ※ 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。
- ※ 課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成22年5月末日現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	ドイツ	3,361,984,300	98.41
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		54,218,693	1.59
合計（純資産総額）		3,416,202,993	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

（注2）投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

A 評価額上位30銘柄

平成22年5月末日現在

順位	種類	銘柄名	国/地域	額面 （千円）	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	社債券	ドイツ銀行 CROCI JAPAN II INDEX リンク債	ドイツ	3,359,000	84.38 2,834,324,200	75.77 2,545,114,300	74.50
2	社債券	ドイツ銀行 CROCI ISRAMIC JAPAN INDEX リンク債	ドイツ	1,119,000	81.78 915,118,200	73.00 816,870,000	23.91

B 種類別の投資比率

平成22年5月末日現在

種類	国内/外国	投資比率（％）
社債券	外国	98.41

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

平成21年5月末日から平成22年5月末日における各月末日ならびに各計算期間末日の純資産の推移は以下のとおりです。

年 月 日		純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期	（平成21年4月10日）	5,751	5,751	6,575	6,575
第2期	（平成22年4月12日）	4,038	4,038	8,153	8,153
	平成21年5月末日	5,616	—	6,964	—
	平成21年6月末日	5,483	—	7,035	—
	平成21年7月末日	5,334	—	7,240	—
	平成21年8月末日	5,210	—	7,414	—
	平成21年9月末日	4,852	—	7,306	—
	平成21年10月末日	4,474	—	7,067	—
	平成21年11月末日	4,146	—	6,884	—
	平成21年12月末日	4,270	—	7,442	—
	平成22年1月末日	4,141	—	7,488	—
	平成22年2月末日	3,994	—	7,458	—
	平成22年3月末日	4,023	—	8,010	—
	平成22年4月末日	3,872	—	7,995	—

	平成22年5月末日	3,416	—	7,319	—
--	-----------	-------	---	-------	---

（注）上記の基準価額は、1万口当たりの純資産額です。

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期末	—
第2期計算期末	—

③【収益率の推移】

		収益率（％）
第1期	（平成21年4月10日）	△34.3
第2期	（平成22年4月12日）	24.0

（注）各計算期間の収益率とは、計算期間末日の分配付基準価額から前期末日分配落基準価額を控除した額を前期末日分配落基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

当ファンドの設定日（平成20年4月30日）から第2期末（平成22年4月12日）までの販売及び一部解約の実績は次の通りです。

	設定口数	解約口数
第1期	11,333,695,054	2,586,199,619
第2期	164,535,600	3,958,144,146

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

A お申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、お申込みを行うものとします。

取得申込者は、お申込金額およびお申込手数料（税込み）を販売会社が定める日までに支払うものとします。「自動継続投資コース」を選択する場合には、取得申込者と販売会社との間で別に定める自動継続投資約款にしたがって契約を締結するものとします。お取扱いの詳細は販売会社にご確認ください。

＊ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。

B お申込手数料

お申込価額×3.15%（税抜3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率とします。

◆消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税相当額」といいます。）を含みます。なお、消費税率に応じて変更となる場合があります。

「自動継続投資コース」に係る収益分配金の再投資による、お申込手数料はかかりません。

お申込手数料の詳細は販売会社にご確認ください。

C お申込価額

取得申込受付日の基準価額とします。

D お申込単位

1万円以上1円単位とします。

「自動継続投資コース」に係る収益分配金の再投資によるお申込みについては、1口の整数倍をもって取得のお申込みができます。

E お申込受付時間

原則、当日午後3時までに受付けた取得申込み（当該お申込みに係る販売会社の事務手続きが完了したもの）を当日のお申込みとします。当該時刻を過ぎてのお申込みは、翌営業日に受付けたものとして取り扱います。

F その他

基準価額の詳細は、委託会社または販売会社窓口にてご確認ください。

また、基準価額は日本経済新聞に掲載されます。

2【換金（解約）手続等】

委託会社は、ご換金（解約）の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、ご換金（解約）の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

A 解約単位

1口単位とします。

B 解約価額

解約請求受付日の基準価額とします。

C 解約手数料

当ファンドの解約手数料はありません。

D 信託財産留保額

当ファンドの信託財産留保額はありません。

E ご換金の支払開始日

原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いいたします。

F 解約請求受付時間

原則、当日午後3時までに受付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る販売会社の事務手続きが完了したもの）を当日の解約請求とします。当該時刻を過ぎての解約請求は、翌営業日に受付けたものとして取り扱います。

F その他

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

3【資産管理等の概要】**(1)【資産の評価】****A 基準価額の算出方法**

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

◆株式、上場投資信託:原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。

◆公社債等:原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。※

①日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値)

②第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額

③価格情報会社の提供する価額

※残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

B 基準価額の算出頻度と照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および委託会社が指定する販売会社で入手できます。基準価額は、販売会社または委託会社にお問合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞にも掲載されます。

（掲載名「日株バシ」）

《委託会社へのお問合わせ先》

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

電話番号：0120-996-222

受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時

ホームページアドレス：<http://am.japan.bnpparibas.com/>

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなりました。

(3)【信託期間】

無期限です。ただし、ファンドの残存口数が10億口を下回った場合等には、信託期間の途中で信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年4月11日から翌年4月10日までとすることを原則とします。

各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託約款第4条に規定するこの信託の信託期間の終了日とします。

(5)【その他】**(I) ファンドの償還条件**

A 信託期間中において信託契約の一部を解約することにより受益権の残存口数が当初設定口数の10億口を下回った場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

B 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- (a) 委託会社は、上記の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (b) (a)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (c) (a)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- (d) (a)から(c)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- C 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約または信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させ、または信託約款を変更します。委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記（IV）信託約款の変更等にしがいます。
- D 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。前記の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款第47条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- E 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は信託約款第52条の規定に従い新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- F 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(II) 償還金について

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受益者が、支払開始日から10年間その支払いを請求をしないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(III) 信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、3,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(IV) 信託約款の変更等

- A 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は信託約款第52条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- B 委託会社は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限りま
す。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないま
す。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由
などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面
をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- C 前項の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属すると
きの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数
に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しな
いときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- D Bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2
以上に当たる多数をもって行ないます。
- E 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- F BからEまでの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案に
つき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには
適用しません。
- G 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併
合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資
信託との併合を行なうことはできません。

(V) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

(VI) 信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

(VII) 反対者の買取請求権

信託約款第47条に規定する信託契約の解約または信託約款第52条に規定する重大な信託約款の変更等
を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受
託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。こ
の買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、信託約款第47条第2項または信託約款第52
条第2項に規定する書面に付記します。

(VIII) 運用報告書

委託会社は、決算時および償還時に、運用経過等を記載した運用報告書を作成し、かつ販売会社を経由し
て知られたる受益者に交付します。なお、当該運用報告書は委託会社等のホームページにおいても受益
者その他一般投資家に対して開示されることがあります。

(IX) 関係法人との契約更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」の契約期間は、契約
締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3か月前までに別段の意思表示のないときは、さ
らに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

(X) 信託事務の再信託

受託会社はファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と
再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて
所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①分配金、償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有し
ます。また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年
間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（注）ファンドの分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者
（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。
また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売

会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。「自動継続投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。

③受益権均等分割

受益者は、所有する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

④帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

⑤当初の受益者

ファンドの信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

⑥委託会社の免責

上記の収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、委託会社は販売会社に対する支払いをもって免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後、販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第1期計算期間（平成20年4月30日から平成21年4月10日まで）については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しており、第2期計算期間（平成21年4月11日から平成22年4月12日まで）については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの第1期計算期間は、信託約款第37条により、平成20年4月30日から平成21年4月10日までとなっております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成20年4月30日から平成21年4月10日まで）及び、第2期計算期間（平成21年4月11日から平成22年4月12日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

【日本株バリュー&シャリア・ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 1 期 (平成21年 4 月10日現在)	第 2 期 (平成22年 4 月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	115,783,724	76,929,983
社債券	5,760,100,600	4,017,378,400
未収利息	158	105
その他未収収益	—	3,497,503
流動資産合計	5,875,884,482	4,097,805,991
資産合計	5,875,884,482	4,097,805,991
負債の部		
流動負債		
未払解約金	45,832,841	32,290,624
未払受託者報酬	2,248,405	674,799
未払委託者報酬	71,199,189	21,368,383
その他未払費用	5,519,898	4,680,935
流動負債合計	124,800,333	59,014,741
負債合計	124,800,333	59,014,741
純資産の部		
元本等		
元本	※1, ※2 8,747,495,435	※1, ※2 4,953,886,889
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※3 △2,996,411,286	※3 △915,095,639
（分配準備積立金）	—	2,377,092
元本等合計	5,751,084,149	4,038,791,250
純資産合計	5,751,084,149	4,038,791,250
負債純資産合計	5,875,884,482	4,097,805,991

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 1 期 自 平成20年 4 月30日 至 平成21年 4 月10日	第 2 期 自 平成21年 4 月11日 至 平成22年 4 月12日
営業収益		
受取利息	998,115	42,238
有価証券売買等損益	△3,659,472,100	1,067,940,200
その他収益	—	3,497,503
営業収益合計	△3,658,473,985	1,071,479,941
営業費用		
受託者報酬	2,248,405	1,522,392
委託者報酬	71,199,189	48,209,041
その他費用	6,355,438	5,471,332
営業費用合計	79,803,032	55,202,765
営業利益又は営業損失（△）	△3,738,277,017	1,016,277,176
経常利益又は経常損失（△）	△3,738,277,017	1,016,277,176
当期純利益又は当期純損失（△）	△3,738,277,017	1,016,277,176
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△844,895,150	243,221,046
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—	△2,996,411,286
剰余金増加額又は欠損金減少額	16,508,908	1,352,607,681
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	16,508,908	1,352,607,681
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	119,538,327	44,348,164
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	119,538,327	44,348,164
分配金	※1 —	※1 —
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,996,411,286	△915,095,639

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第1期 自 平成20年4月30日 至 平成21年4月10日	第2期 自 平成21年4月11日 至 平成22年4月12日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）又は、価格情報会社の提供する価額で評価しております。	社債券 同左
2. その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	計算期間末日の取扱い _____	計算期間末日の取扱い 平成22年4月10日及びその翌日が休日のため、当計算期間末日を平成22年4月12日としております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 (平成21年4月10日現在)	第2期 (平成22年4月12日現在)
※1 期首元本額	9,789,545,400 円	8,747,495,435 円
期中追加設定元本額	1,544,149,654 円	164,535,600 円
期中解約元本額	2,586,199,619 円	3,958,144,146 円
※2 計算期間末日における受益権の総数	8,747,495,435 口	4,953,886,889 口
※3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、2,996,411,286円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、915,095,639円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 平成20年4月30日 至 平成21年4月10日	第2期 自 平成21年4月11日 至 平成22年4月12日
※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（2,432円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は2,432円（1万口当たり0.00円）であり、分配を行っておりません。	※1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（2,377,092円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（32,851円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は2,409,943円（1万口当たり4.85円）であります。分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

	第2期 自 平成21年 4 月11日 至 平成22年 4 月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（社債券）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、信用リスク、流動性リスク、一般経済状況リスク、市場参加者リスク、特定の債券への銘柄集中リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、金融商品に係るリスク全般について、運用調査部門から独立した複数の部署及び会議体において組織的に管理を行っております。上記のリスクについては、パフォーマンス評価委員会により定期的に検証を行い、その結果に基づき関連所轄部門に対する問題点の是正勧告を行っております。事務リスクについてはリスク管理委員会により定期的に検証を行っております。また、日常的モニタリングとして、業務部門による日々のトレード、約定、決済におけるモニタリング及びコンプライアンス部門による法令・諸規則、及び運用ガイドライン、信託約款などの遵守についてのモニタリングを実施しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件などによった場合、当該価額が異なることもあります。

II. 金融商品の時価等に関する事項

	第2期 (平成22年 4 月12日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 (3) 上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第1期 (平成21年4月10日現在)		第2期 (平成22年4月12日現在)
	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
社債券	5,760,100,600 円	△2,912,038,300 円	823,831,400 円
合計	5,760,100,600 円	△2,912,038,300 円	823,831,400 円

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

第1期（平成21年4月10日現在）

該当事項はありません。

第2期（平成22年4月12日現在）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期（自 平成20年4月30日 至 平成21年4月10日）

該当事項はありません。

第2期（自 平成21年4月11日 至 平成22年4月12日）

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

第1期 (平成21年4月10日現在)		第2期 (平成22年4月12日現在)	
1口当たり純資産額	0.6575 円	1口当たり純資産額	0.8153 円
(1万口当たり純資産額	6,575 円)	(1万口当たり純資産額	8,153 円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄名	券面総額	評価額	備考
社債券	日本円	ドイツ銀行 CROCI JAPAN II INDEX リンク債	3,599,000,000	3,036,836,200	
社債券	日本円	ドイツ銀行 CROCI ISLAMIC JAPAN INDEX リンク債	1,199,000,000	980,542,200	
合計			4,798,000,000	4,017,378,400	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成22年5月末日

I 資産総額	3,431,907,563 円
II 負債総額	15,704,570 円
III 純資産総額（I－II）	3,416,202,993 円
IV 発行済数量	4,667,828,558 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.7319 円
（1万口当たりの純資産額	7,319 円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

A 名義書換

該当するものではありません。

B 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

C 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託会社は、上記①項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

D 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、前項の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

E 受益権の再分割

受益権の再分割を行いません。ただし、社振法の規定に従い、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

F 償還金

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。）に支払います。

G 質権口記載または記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

A 資本金の額（本書提出日現在）

資本金 4億5,000万円
発行株式総数 50,000株
発行済株式総数 9,000株
株式 記名式・額面100,000円
平成12年 5月10日に7,000万円の増資
平成12年12月26日に1億2,000万円の増資
平成13年 5月26日に3,000万円の増資
平成13年11月30日に1億7,500万円の増資
平成14年 9月27日に1億5,000万円の増資
平成17年 3月30日に8億500万円の減資
平成17年 3月30日に3億1,000万円の増資
平成21年 6月30日に4億5,000万円の増資
平成22年 2月 5日に4億5,000万円の減資

B 委託会社等の機構

(1) 経営体制

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一です。

取締役会は、取締役中より代表取締役1名以上を選任します。また、取締役の中から役付取締役を選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故ある時、または代表取締役が取締役会を招集しようとし、しない時もしくは議長となろうとし、しない時は、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、会日の1週間前にこれを発します。取締役および監査役全員の一致の同意がある時は、招集通知を省略し、または招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

(2) 運用体制

①運用機構と概要

当社は、多様な運用スタイル、投資対象を有する商品を高い専門性を発揮して提供するため、「組織運用制」と「ファンドマネージャー制」を採用しています。

②意思決定プロセス

A 運用部門が、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

B 上記の分析結果をふまえ、運用部門において、運用の投資方針を策定します。

C ファンドマネージャーは、上記方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。

D 運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および投資行動のチェックは、運用部門から独立した業務部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

※上記の内容は、平成22年5月末現在の当ファンドの委託会社であるフォルティス・アセットマネジメント株式会社における運用体制です。フォルティス・アセットマネジメント株式会社の証券投資信託委託業に係る業務は、平成22年7月1日付の合併により存続会社であるビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社（合併期日付変更の新社名：BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社）に承継致します。

※上記「(2) 運用体制」は今後変更になる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を

行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。
また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

＜ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社＞平成22年5月末現在

委託会社が運用するファンドは57ファンド（追加型株式投資信託19本、単位型株式投資信託8本、単位型公社債投資信託30本）であり、純資産総額の合計額は2,119億円です。ただし、ファンド数、純資産総額の合計額ともに親投資信託を除きます。

＜フォルティス・アセットマネジメント株式会社＞平成22年5月末現在

委託会社が運用するファンドは88ファンド（追加型株式投資信託63本、単位型株式投資信託25本）であり、純資産総額の合計額は3,279億円です。ただし、ファンド数、純資産総額の合計額ともに親投資信託を除きます。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第11期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第12期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び第12期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期別		第11期 (平成21年 3月31日現在)		第12期 (平成22年 3月31日現在)	
資産の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
流動資産	＊ 2	千円	千円	千円	千円
預金			142,714		650,883
前払費用			19,706		21,476
未収委託者報酬			365,880		630,040
未収運用受託報酬			94,114		79,709
未収投資助言報酬			61,005		68,017
未収収益			16,411		16,185
未収入金			29,222		8,019
未収還付法人税等			45,879		—
流動資産計				774,935	
固定資産	＊ 1 ＊ 1				
有形固定資産			105,913		96,126
建物		102,111		93,220	
器具備品		3,801		2,905	
無形固定資産			2,824		2,288
ソフトウェア		1,699		1,163	
その他		1,124		1,124	
投資その他の資産			157,915		157,154
長期差入保証金		151,715		151,154	
投資有価証券		6,000		—	
その他	200		6,000		
固定資産計			266,653		255,568
資産合計			1,041,588		1,729,903

期別		第11期 (平成21年 3 月31日現在)		第12期 (平成22年 3 月31日現在)	
負債の部					
科目	注記 番号	内 訳	金 額	内 訳	金 額
		千円	千円	千円	千円
流動負債					
預り金			16,396		78,131
未払金			353,734		544,232
未払手数料		171,818		313,366	
未払委託調査費		152,884		196,124	
その他未払金		29,032		34,742	
未払費用			53,856		57,143
賞与引当金			43,709		41,815
役員賞与引当金			7,631		5,179
未払法人税等			—		3,895
流動負債計			475,328		730,397
固定負債					
退職給付引当金			304,191		347,596
役員退職慰労引当金			43,790		10,050
固定負債計			347,981		357,646
負債合計			823,310		1,088,043
純資産の部					
科目	注記 番号	内 訳	金 額	内 訳	金 額
		千円	千円	千円	千円
株主資本					
資本金			450,000		450,000
資本剰余金			37,200		457,777
資本準備金		37,000		7,777	
その他資本剰余金		200		450,000	
利益剰余金			△268,923		△265,918
利益準備金		75,500		75,500	
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		△344,423		△341,418	
株主資本合計			218,277		641,859
純資産合計			218,277		641,859
負債・純資産合計			1,041,588		1,729,903

（２）【損益計算書】

期別		第11期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日		第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
営業収益		千円	千円	千円	千円
委託者報酬			2,912,661		2,287,627
運用受託報酬			189,624		228,150
投資助言報酬			210,935		214,404
その他営業収益			69,521		63,660
営業収益計			3,382,743		2,793,843
営業費用					
支払手数料			1,342,714		1,058,102
広告宣伝費			34,680		7,306
調査研究費			62,550		51,923
委託調査費			630,546		513,358
委託計算費			108,158		97,072
営業雑経費			88,521		53,136
印刷費		85,007		49,900	
協会費		3,514		3,235	
営業費用計			2,267,170		1,780,901
一般管理費					
給料			821,408		825,549
役員報酬		81,717		72,320	
給料・手当		608,765		605,972	
賞与		130,925		147,256	
業務委託費			125,807		105,244
交際費			2,879		549
旅費交通費			34,404		16,160
事業税			4,414		5,135
租税公課			1,840		8,132
不動産賃借料			208,180		211,357
賞与引当金繰入額			43,709		41,815
役員賞与引当金繰入額			7,631		5,179
退職金			410		—
退職給付費用			71,250		55,464
役員退職慰労金			—		3,594
役員退職慰労引当金繰入額			4,915		10,050
固定資産減価償却費			10,516		10,613
諸経費			83,308		70,134
一般管理費計			1,420,675		1,368,979
営業利益又は営業損失（△）			△305,103		△356,037
営業外収益					
受取利息	* 1	1,582		562	
受取違約金		3,256		13,026	
雑益		1,130		2,189	
営業外収益計			5,969		15,778
営業外費用					
雑損失			—		208
経常利益又は経常損失（△）			△299,133		△340,468
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）			△299,133		△340,468
法人税、住民税及び事業税		1,744		950	
法人税等調整額		49,775	51,519	—	950
当期純利益又は当期純損失（△）			△350,652		△341,418

（３）【株主資本等変動計算書】

第11期
自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	450,000
	当期変動額	—
	当期末残高	450,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	37,000
	当期変動額	—
	当期末残高	37,000
その他資本剰余金	前期末残高	200
	当期変動額	—
	当期末残高	200
資本剰余金合計	前期末残高	37,200
	当期変動額	—
	当期末残高	37,200
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	75,500
	当期変動額	—
	当期末残高	75,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	6,229
	当期変動額	—
	当期末残高	△350,652
利益剰余金合計	前期末残高	81,729
	当期変動額	△350,652
	当期末残高	△268,923
株主資本合計	前期末残高	568,930
	当期変動額	△350,652
	当期末残高	218,277
純資産合計	前期末残高	568,930
	当期変動額	△350,652
	当期末残高	218,277

第12期

自 平成21年4月1日

至 平成22年3月31日

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	450,000
	当期変動額	新株の発行 450,000
		その他資本剰余金へ振替 △450,000
	当期変動額合計	—
	当期末残高	450,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	37,000
	当期変動額	新株の発行 315,000
		その他利益剰余金へ振替 △344,223
	当期変動額合計	△29,223
	当期末残高	7,777
その他資本剰余金	前期末残高	200
	当期変動額	その他利益剰余金へ振替 △200
		資本金から振替 450,000
	当期変動額合計	449,800
	当期末残高	450,000
資本剰余金合計	前期末残高	37,200
	当期変動額	420,577
	当期末残高	457,777
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	75,500
	当期変動額	—
	当期末残高	75,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	△344,423
	当期変動額	剰余金の配当 —
		資本剰余金から振替 344,423
		当期純損失 △341,418
	当期変動額合計	3,005
利益剰余金合計	当期末残高	△341,418
	前期末残高	△268,923
	当期変動額	3,005
株主資本合計	当期末残高	△265,918
	前期末残高	218,277
	当期変動額	423,582
純資産合計	当期末残高	641,859
	前期末残高	218,277
	当期変動額	423,582
	当期末残高	641,859

重要な会計方針

項目	期別 第11期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	その他の有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用して おります。	その他の有価証券 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）につ いては、社内における見込み利用可能 期間（5年）による定額法を採用して おります。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支 給見込み額のうち当事業年度に負担す べき額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給 見込み額のうち当事業年度に負担すべ き額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職金の支払いに備えて、当 社退職金規定に基づく自己都合退職金 要支給額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えて、内 規に基づく期末要支給額を計上してお ります。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左
4. その他財務諸表作成のため の重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜き方式に よっております。	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜き方式に よっております。ただし、資産に係る控除 対象外消費税等については、発生事業年 度の期間費用としております。

会計方針の変更

第11期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
（リース取引に関する会計基準等） 当事業年度より平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。 この変更に伴う損益に与える影響はありません。	—

表示方法の変更

第11期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
（貸借対照表） 前事業年度に流動資産に表示しておりました「未収投資顧問料」は、当事業年度より、投資一任契約に係る報酬である「未収運用受託報酬」及び投資顧問（助言）契約に係る報酬である「未収投資助言報酬」に分けて表示しております。 なお、前事業年度の「未収運用受託報酬」は88,882千円、「未収投資助言報酬」は268,797千円であります。 前事業年度に流動負債の「未払手数料」に含めて表示しておりました「未払委託調査費」は、重要性が増したため当事業年度より区分掲記しております。 なお、前事業年度の「未払委託調査費」は300,515千円であります。 （損益計算書） 前事業年度まで営業収益に表示しておりました「投資顧問料」は、当事業年度より、投資一任契約に係る報酬である「運用受託報酬」及び投資顧問（助言）契約に係る報酬である「投資助言報酬」に分けて表示しております。 なお、前事業年度の「運用受託報酬」は270,544千円、「投資助言報酬」は239,080千円であります。 前事業年度において営業費用の「支払手数料」に含めて表示しておりました「委託調査費」については、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。 なお、前事業年度の「委託調査費」は704,328千円、であります。	—

注記事項

（貸借対照表関係）

第11期 (平成21年3月31日現在)		第12期 (平成22年3月31日現在)	
＊1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。		＊1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。	
建物	12,189千円	建物	21,080千円
器具備品	7,234千円	器具備品	8,009千円
＊2 関係会社項目		＊2 関係会社項目	
預金	62,244千円	預金	449,400千円

（損益計算書関係）

第11期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日		第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	
＊1 関係会社取引項目		＊1 関係会社取引項目	
受取利息	1,400千円	受取利息	470千円

（株主資本等変動計算書関係）

（株主資本等変動計算表）

第11期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）	
普通株式	4,500	—	—	4,500	
2. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	一株当り 配当額（円）	基準日	効力発生日
—	—	—	—	—	—
(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの					
—					

第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）	
普通株式	4,500	4,500	—	9,000	
2. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	一株当り 配当額（円）	基準日	効力発生日
—	—	—	—	—	—
(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの					
—					

（リース取引関係）

第11期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日						
リース取引は重要性が低いため、注記を省略しております。	(1) ファイナンス・リース取引は重要性が低いため、注記を省略しております。 (2) オペレーティング・リース取引（借主側）は次の通りであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料 <table> <tr> <td>1 年内</td><td>139,855千円</td></tr> <tr> <td>1 年超</td><td>221,437千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>361,292千円</td></tr> </table>	1 年内	139,855千円	1 年超	221,437千円	合計	361,292千円
1 年内	139,855千円						
1 年超	221,437千円						
合計	361,292千円						

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
(1) 金融商品に対する取組方針 当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。 当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。デリバティブは利用しておりません。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。長期差入保証金は信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ①信用リスク 営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。長期差入保証金は信用リスクに晒されておりますが、総務・業務部が相手先の財務状況を定期的にモニタリングしております。 ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク） 当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。 ③流動性リスク 当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第12期
自 平成21年4月1日
至 平成22年3月31日

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	650,883	650,883	—
(2) 未収委託者報酬	630,040	630,040	—
(3) 長期差入保証金	151,154	147,695	3,459
資産計	1,432,077	1,428,618	3,459
(1) 未払手数料	313,366	313,366	—
(2) 未払委託調査費	196,124	196,124	—
負債計	509,490	509,490	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬

営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

負債

(1) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	650,883	—	—	—
未収委託者報酬	630,040	—	—	—
長期差入保証金	—	151,154	—	—

追加情報

当事業年度より「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

(有価証券関係)

第11期 (平成21年3月31日現在)	第12期 (平成22年3月31日現在)
(1) 時価のある有価証券 該当事項はありません。	重要性が低いため記載を省略しております。
(2) 時価評価されていない有価証券 その他有価証券 非上場株式 6,000千円	

(デリバティブ取引関係)

第11期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(退職給付関係)

第11期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日												
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。 2. 退職給付債務 <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td><td>304,191千円</td></tr> <tr> <td>(2) 退職給付引当金</td><td>304,191千円</td></tr> </table> 3. 退職給付費用 <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>71,250千円</td></tr> </table>	(1) 退職給付債務	304,191千円	(2) 退職給付引当金	304,191千円	勤務費用	71,250千円	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務 <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td><td>347,596千円</td></tr> <tr> <td>(2) 退職給付引当金</td><td>347,596千円</td></tr> </table> 3. 退職給付費用 <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>55,464千円</td></tr> </table>	(1) 退職給付債務	347,596千円	(2) 退職給付引当金	347,596千円	勤務費用	55,464千円
(1) 退職給付債務	304,191千円												
(2) 退職給付引当金	304,191千円												
勤務費用	71,250千円												
(1) 退職給付債務	347,596千円												
(2) 退職給付引当金	347,596千円												
勤務費用	55,464千円												

(税効果会計関係)

第11期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日																																																
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円) <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td><td>123,775</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>17,785</td></tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金超過額</td><td>17,818</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>3,575</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>1,368</td></tr> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>96,278</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>260,602</td></tr> <tr> <td>評価性引当金</td><td>△260,602</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>—</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td>—</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>—</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳 当事業年度は税引前当期純損失を計上したため、差異の原因についての記載を省略しております。	繰延税金資産		退職給付引当金超過額	123,775	賞与引当金	17,785	役員退職慰労引当金超過額	17,818	未払費用	3,575	その他	1,368	繰越欠損金	96,278	繰延税金資産小計	260,602	評価性引当金	△260,602	繰延税金資産合計	—	繰延税金負債	—	繰延税金資産の純額	—	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円) <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td><td>141,437</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>19,121</td></tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金超過額</td><td>4,089</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>4,014</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>3,963</td></tr> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>206,460</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>379,084</td></tr> <tr> <td>評価性引当金</td><td>△ 379,084</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>—</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td>—</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>—</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳 当事業年度は税引前当期純損失を計上したため、差異の原因についての記載を省略しております。	繰延税金資産		退職給付引当金超過額	141,437	賞与引当金	19,121	役員退職慰労引当金超過額	4,089	未払費用	4,014	その他	3,963	繰越欠損金	206,460	繰延税金資産小計	379,084	評価性引当金	△ 379,084	繰延税金資産合計	—	繰延税金負債	—	繰延税金資産の純額	—
繰延税金資産																																																	
退職給付引当金超過額	123,775																																																
賞与引当金	17,785																																																
役員退職慰労引当金超過額	17,818																																																
未払費用	3,575																																																
その他	1,368																																																
繰越欠損金	96,278																																																
繰延税金資産小計	260,602																																																
評価性引当金	△260,602																																																
繰延税金資産合計	—																																																
繰延税金負債	—																																																
繰延税金資産の純額	—																																																
繰延税金資産																																																	
退職給付引当金超過額	141,437																																																
賞与引当金	19,121																																																
役員退職慰労引当金超過額	4,089																																																
未払費用	4,014																																																
その他	3,963																																																
繰越欠損金	206,460																																																
繰延税金資産小計	379,084																																																
評価性引当金	△ 379,084																																																
繰延税金資産合計	—																																																
繰延税金負債	—																																																
繰延税金資産の純額	—																																																

（関連当事者関係）

1. 関連当事者との取引

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（1）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	2,198 百万ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入（注1）	—	預金	62,244

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 親会社に関する情報

（1）親会社情報

ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ（非上場）

ビー・エヌ・ピー・パリバ（ユーロネクスト・パリに上場）

追加情報

当事業年度より「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

第12期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（1）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	2,369 百万ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入（注1）	—	預金	449,400

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

（2）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント ブラジル	Comissao de Valores Mobiliarios	2,369 百万レアル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払（注2）	331,610	未払委託調査費	144,534

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注2）委託調査費の支払については、ファンドの約款に提示された料率を基礎として決定しています。

2. 親会社に関する情報

（1）親会社情報

ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ（非上場）

ビー・エヌ・ピー・パリバ（ユーロネクスト・パリに上場）

（１株当たり情報）

第11期 自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日		第12期 自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日	
１株当たり純資産	48,506円	１株当たり純資産	71,317円
１株当たり当期純損失	77,922円	１株当たり当期純損失	43,272円
損益計算書上の当期純損失	350,652千円	損益計算書上の当期純損失	341,418千円
１株当たり当期純損失の算定に用いられた普通株式に係る当期純損失	350,652千円	１株当たり当期純損失の算定に用いられた普通株式に係る当期純損失	341,418千円
差額	－	差額	－
期中平均株式数・普通株式	4,500株	期中平均株式数・普通株式	7,890株
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純損失金額については、新株引受権付社債及び転換社債型新株引受権付社債を発行していないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後１株当たり当期純損失金額については、新株引受権付社債及び転換社債型新株引受権付社債を発行していないため記載しておりません。	

(重要な後発事象)

第11期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日												
該当ありません。	(吸収合併) ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社とフォルティス・アセットマネジメント株式会社は平成22年5月12日付で吸収合併契約を締結しております。 (1) 企業結合の概要 1) 結合当事企業の名称及びその事業内容 結合企業： 名称：ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社 主要な事業内容： 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務 被結合企業： 名称：フォルティス・アセットマネジメント株式会社 主要な事業内容： 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務 事業の規模 被結合企業の直前期（平成21年12月期）の概要 <table data-bbox="970 1055 1414 1223"> <tr> <td>営業収益</td><td>3,618,439千円</td></tr> <tr> <td>当期純損失</td><td>96,515千円</td></tr> <tr> <td>総資産額</td><td>3,661,567千円</td></tr> <tr> <td>総負債額</td><td>1,838,461千円</td></tr> <tr> <td>純資産額</td><td>1,823,106千円</td></tr> <tr> <td>従業員数</td><td>59名</td></tr> </table> 2) 企業結合日 合併効力発生日については、平成22年7月1日を予定しております。 3) 企業結合の法的形式 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併 4) 企業結合後の名称 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社 5) 取引の概要 本合併は、事業基盤を強化する経営方針の下、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の日本における事業展開を更に加速するため、財務体質の強化を図ることを目的として、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併を行う予定です。なお、合併による新株式の発行及び資本金の増加はありません。 (2) 実施する会計処理の概要 当該合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定です。	営業収益	3,618,439千円	当期純損失	96,515千円	総資産額	3,661,567千円	総負債額	1,838,461千円	純資産額	1,823,106千円	従業員数	59名
営業収益	3,618,439千円												
当期純損失	96,515千円												
総資産額	3,661,567千円												
総負債額	1,838,461千円												
純資産額	1,823,106千円												
従業員数	59名												

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要であります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社は、フォルティス・アセットマネジメント株式会社と平成22年7月1日付の合併に伴い、同社の証券投資信託委託業に係る業務を承継し、同日付で「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社」に社名変更致します。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

「受託会社」

(a) 名称	(b) 資本金の額※	(c) 事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

※平成22年3月末日現在

「再信託先」

(a) 名称	(b) 資本金の額※	(c) 事業の内容
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

※平成22年3月末日現在

「販売会社」

(a) 名称	(b) 資本金の額※	(c) 事業の内容
三菱UFJモルガンスタンレー証券株式会社	3,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

※平成22年5月1日現在

2【関係業務の概要】

「受託会社」

ファンドの受託会社として信託財産に属する有価証券等の保管、管理を行います。

「販売会社」

当ファンドの販売会社として受益権の募集販売の取り扱い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金・収益分配金・償還金に関する事務等を行います。

3【資本関係】

- （１） 受託会社：該当事項はありません。
- （２） 販売会社：該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項に掲げる書類は以下の通りです。

平成22年1月8日 半期報告書（第2期中）

平成22年1月8日 有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成21年6月10日

フォルティス・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男 澤 顕
業務執行社員

指定社員 公認会計士 松 木 克 史
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本株バリュ&シャリア・ファンドの平成20年4月30日から平成21年4月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本株バリュ&シャリア・ファンドの平成21年4月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フォルティス・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 前期の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月18日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月16日

フォルティス・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男 澤 顕
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本株バリュー&シャリア・ファンドの平成21年4月11日から平成22年4月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本株バリュー&シャリア・ファンドの平成22年4月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フォルティス・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月23日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年5月12日にフォルティス・アセットマネジメント株式会社と吸収合併契約を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。